

令和4年1月21日

保護者 様

埼玉県立吉川美南高等学校長 高松 健雄

まん延防止等重点措置に伴う本校の対応について（通知）

厳冬の候、保護者の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、本校の教育活動に御理解・御協力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、県内において、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大が見られる中、国は1月19日に、本県のまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

これに基づき、県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について」を決定し、各学校においては、本通知を踏まえるとともに、これまで以上に緊張感を持ち、感染対策を徹底するよう通知がありました。

つきましては、本通知に基づき、本校では以下のとおり対応したいと存じますが、御理解・御協力願います。

記

1 感染予防の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底する。

イ ICTを活用するなど健康観察の方法（把握・集計）を工夫し、徹底を図る。

ウ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させない。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア 手洗い及びマスクの正しい着用を徹底する。

イ 気候上可能な限り、常時換気を徹底する。（常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にする。）

(3) 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導する。

(4) 登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導する。

2 期間について

令和4年1月21日（金）から令和4年2月13日（日）まで（まん延防止等重点措置終了まで）

3 授業等における対応について

(1) 時差通学の実施

ア 登下校時の電車・バス等による過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げを行う。

※ 本校では、令和4年1月24日（月）から令和4年2月10日（木）まで、朝学習なしの8時50分登校とします。

イ 始業時刻の繰り下げを行った場合においても、原則として各学校の通常の授業時間及び授業時間を確保する。

(2) 授業等における留意点

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、音楽における歌唱、家庭科における調理実習、理科における実験等については、換気やマスクの着用、授業前後の手洗い等の対策を徹底する。

4 学校行事について

(1) 修学旅行等の泊を伴う校外行事

目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、延期又は中止を含めて実施の可否を判断する。

(2) 遠足等の泊を伴わない校外行事

実施する場合においては、行事の目的、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、感染防止対策の徹底や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施する。

特に、県境を越える校外行事については、その必要性を再検討し、延期又は中止を含めて実施の可否を判断する。

(3) 令和3年度卒業式について

ア 原則として生徒及び教職員で実施する。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とする。

(ア) 感染拡大防止のため在校生を参加させず、登校させない場合の指導要録上の扱いについては、「授業日数には含めない」こととする。

(イ) 保護者が参加する際は、児童生徒一人につき保護者1名までとする。また、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにする。

イ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。

ウ 国歌斉唱については、式次第に位置付けた上で、飛沫感染防止の観点から、歌唱は控えるなどの工夫も検討する。

エ 卒業式後の集まりや会食を自粛する。

5 部活動について

令和4年1月21日付け保護者宛て通知「まん延防止等重点措置の決定に伴う本校における部活動の取扱いについて」に基づく。

6 令和4年度埼玉県公立高等学校入学者選抜等について

感染防止対策を徹底した上で予定通り実施する。

7 やむを得ず学校に登校できない生徒に対するICT活用等による学習指導等について

(1) やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないように、また、規則正しい生活習慣の維持や学校と生徒との関係性の継続が重要なことから、例えば、Google ClassroomやZoomなどを活用した同時双方向の学習指導や学習課題の配信、SHRや朝の会、健康観察や健康相談、教育相談など、ICTの積極的な活用を引き続き取り組む。

(2) ICTを活用したオンライン学習については、地域や学校、生徒の実情を踏まえながら、対応策を具体的に検討し、実施する。

(3) 家庭の事情等により特に配慮を要する生徒に対しては、LTEタブレットを貸し出したりするなど柔軟に対応する。

8 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取り扱いをする。

その際、生徒の学習に遅れが生じないように、ICTを活用するなど、指導計画等の学習内容を踏まえた学習指導と学習把握を行う。

9 臨時休業等の目安について

保健所による積極的疫学的調査並びに拡大PCR検査等が行われない場合には、県通知にて設定された目安を適用するとともに、県の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に留意する。

問合せ先 埼玉県立吉川美南高等学校
教頭 梶尾 勝則・福島 光男
TEL 048-982-3308